

区域指定の概要(平成24年2月1日時点)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定 ＜兵庫区中之島2丁目＞

1. 概要

神戸市中央卸売市場西側跡地(兵庫区中之島2丁目)において、神戸市(産業振興局)が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部でセレン、鉛、砒素及びふっ素が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法(以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地はアスファルト等で覆われており、飛散等による土壤の直接摂取のおそれはなく、周辺で地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、基礎の撤去や汚染土壤の掘削除去などの工事が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- (1) 指定する区域 兵庫区中之島2丁目1番5の一部(143平方メートル)
兵庫区中之島2丁目1番6の一部(195平方メートル)
兵庫区中之島2丁目1番10の一部(395平方メートル)
兵庫区中之島2丁目1番11の一部(3,044平方メートル)
の合計3,777平方メートル(別図のとおり)

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成24年2月1日

(4) 指定する特定有害物質

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
(各区画において指定する特定有害物質は別表のとおり)

(5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

(1) 申請者 神戸市(産業振興局)

(2) 土地所有者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要

・調査対象物質

特定有害物質25物質

・土地の地歴調査結果

当該土地において、大正12年頃には会社等があったが、昭和33年頃から神戸市中央卸売市場本場として利用されていた。

なお、中央卸売市場本場は平成22年3月に東側の敷地に移転したため、現在、当該土地は市場として利用されていない。

- ・ 土壌の測定結果
 - セレン及びその化合物の溶出量で最大0.017mg/L(指定基準値0.01mg/Lの1.7倍)
 - 鉛及びその化合物の溶出量で最大0.069mg/L(指定基準値0.01mg/Lの6.9倍)
 - 鉛及びその化合物の含有量で最大650mg/kg(指定基準値150mg/kgの約4.3倍)
 - 砒素及びその化合物の溶出量で最大0.057mg/L(指定基準値0.01mg/Lの5.7倍)
 - ふっ素及びその化合物の溶出量で最大3.5mg/L(指定基準値0.8mg/Lの約4.4倍)
- ・ 土壌汚染の原因
 - いずれの特定有害物質も事業場で使用等がなかった物質であり、原因は特定できていない。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された3,577平方メートル(39単位区画)及び、指定基準に適合しているが周辺の汚染区画と一体的に対策を行なうために事業者が指定の申請を行った200平方メートル(2単位区画)の合計3,777平方メートル(41単位区画)。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地はアスファルト等で覆われているため、汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導し、土壌汚染の除去が確認されれば形質変更時要届出区域の指定を解除する。

<資料>用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

セレン

赤褐色から暗灰色の固体。主な用途はセラミックス、半導体、光電池、整流器などの電子産業部門のほか、ガラス工業、顔料、触媒、合金用に利用される。生体必須元素であるが、過剰摂取で中毒症状を示す。急性中毒症状は弱いといわれている。セレンの高濃度のフューム（金属蒸気が凝集して微細な粒子となったもの）に短時間暴露された労働者に眼、呼吸器の刺激と頭痛が認められたが全身的な症状発現はなかった。慢性中毒症状としては呼気のニンニク臭、疲労感、焦燥感、毛髪の脱落、爪の変化、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、末梢神経障害などがある。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30 mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000 mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内蔵に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれている。

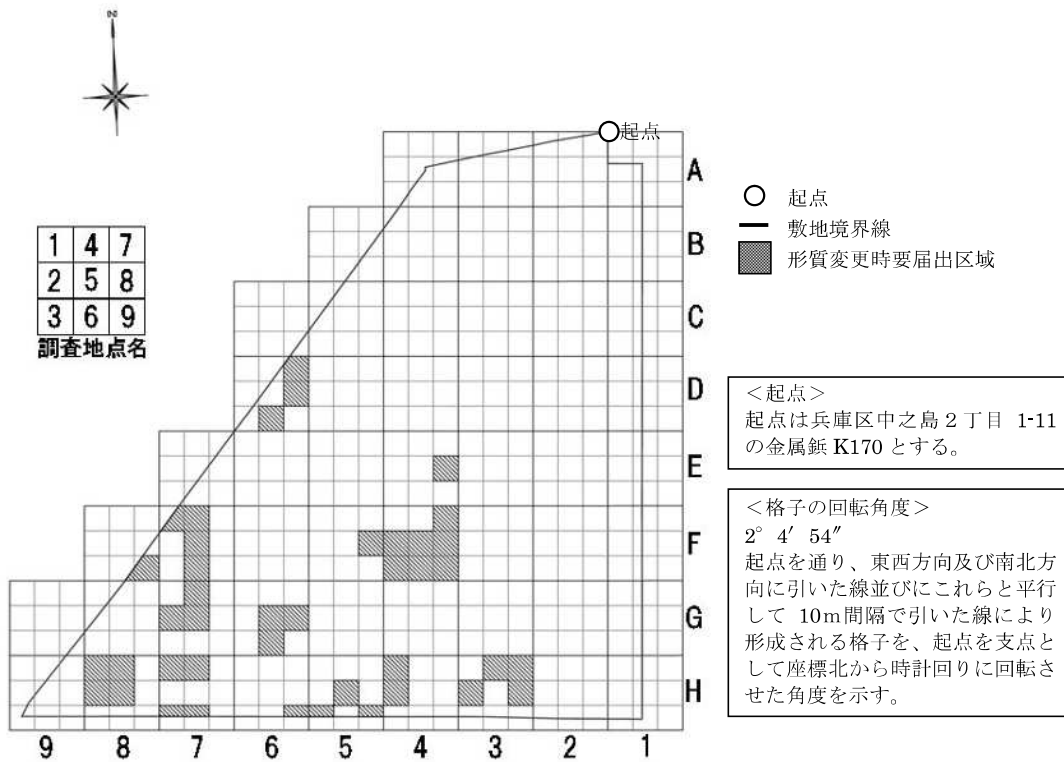
ふっ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はフッ素系樹脂原料、侵食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やフュームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあると報告されている。

(別図)
位置図



指定区域図



(別表)

指定する特定有害物質

区画名	特定有害物質	区画名	特定有害物質
D6-6	ふっ素及びその化合物	G7-4	※
D6-7	ふっ素及びその化合物	G7-5	ふっ素及びその化合物
D6-8	ふっ素及びその化合物	H3-2	砒素及びその化合物
E4-8	鉛及びその化合物	H3-4	砒素及びその化合物
F4-2	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H3-7	砒素及びその化合物
F4-3	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H3-8	砒素及びその化合物
F4-5	※	H4-1	砒素及びその化合物
F4-6	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H4-2	砒素及びその化合物
F4-7	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	H5-3	砒素及びその化合物
F4-8	砒素及びその化合物	H5-5	砒素及びその化合物
F4-9	砒素及びその化合物	H5-9	砒素及びその化合物
F5-8	鉛及びその化合物	H6-9	鉛及びその化合物
F7-1	ふっ素及びその化合物	H7-1	ふっ素及びその化合物
F7-4	ふっ素及びその化合物	H7-3	ふっ素及びその化合物
F7-5	ふっ素及びその化合物	H7-4	ふっ素及びその化合物
F7-6	ふっ素及びその化合物	H7-6	ふっ素及びその化合物
F8-9	ふっ素及びその化合物	H8-1	セレン及びその化合物
G6-5	ふっ素及びその化合物	H8-2	セレン及びその化合物
G6-6	ふっ素及びその化合物	H8-4	セレン及びその化合物
G6-8	ふっ素及びその化合物	H8-5	セレン及びその化合物
G7-2	ふっ素及びその化合物		

※基準に適合していたが、周辺の他の汚染区画と一体的に対策を行うために申請された区画